

保振社投 25 第 259 号  
平成 25 年 10 月 31 日  
株式会社 証券保管振替機構

公共法人等の定義の変更等に伴う社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

## 1. 改正の趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 23 号。）附則第 2 条の規定により一定の外国法人について所得税を課さないこととする経過措置が平成 25 年 11 月 30 日で終了すること等に伴い、「社債等に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部を改正することとする。

## 2. 改正の概要

### （1）公共法人等の定義の変更

規則第 1 条第 2 項第 3 号に規定する公共法人等の定義から「所得税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 23 号）附則第 2 条に規定する外国法人」を削除する。  
（規則 第 1 条、第 32 条）

### （2）その他

その他所要の規定の整備を行う。  
（規則 第 27 条の 5、第 27 条の 7、第 27 条の 27、第 27 条の 38、第 30 条、第 32 条）

## 3. 施行日

平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

以 上